

# 町の元気な拠点づくり

## 「空き家×町の元気」空き家活用促進事業

### 【募集要領】

【問い合わせ先／応募先】

〒708-1323 岡山県勝田郡奈義町豊沢306-1

奈義町 まちづくり戦略室

電話番号 :0868-36-4126

ファックス番号 :0868-36-6771

受付時間 :8時30分から17時15分(土日曜、休祝日除く)

募集期間 平成29年10月16日(月)～12月1日(金)

## 1. 事業の背景

近年、奈義町内においても空き家が増加しており、何も対策を講じなければ更に空き家が増加していくことが予想されます。

今後の空き家対策を進めるためには、地域にとって空き家の有効な活用モデルとなる事例をつくることにより、地域・空き家所有者へ具体的な活用の姿を示すことで、空き家に対する意識改革を図り、空き家バンクへの登録や流動化を促進することが必要と考えます。

そこで、マイナスイメージの強い空き家が、地域の課題を解決し、町を元気にする拠点として生まれ変わるための、有効活用策を募集します。

空き家問題を行政だけで解決することは難しく、行政と地域・町民が一体となって取り組むことが必要です。そのため、本事業では、行政主導で事業を行うのではなく、地域・町民が主体となった空き家の活用を推進することで、行政と町民が協働して取り組める環境を整備したいと考えています。

## 2. 事業の概要

### 2.1 事業の概要

空き家を地域の課題を解決し、町が活性化する拠点として再生し、有効活用する提案を町内の法人・団体の皆さまから募集します。

提案の中から、地域特性に配慮し町が元気になるような、継続性が高い計画案を採択します。

採択後は、提案された計画に基づき、提案者と協議・連携しながら、町が物件を購入・改修します。その物件を提案者に貸し出して、提案された計画を実施していただきます。

### 2.2 応募条件

- ①奈義町内に所在する空き家を有効活用する提案であり、事業開始後5年以上継続可能であること。
- ②提案事業に対し本事業の他、国、県、市町村及びそれに準ずる団体から補助金を受けていないこと。
- ③本年度内に物件の購入・改修等が完了する提案であること。

### 2.3 対象とする提案内容

- ・地域の課題を解決する取り組み
- ・町民が集い、利用できる、新たなコミュニティの場としての取り組み
- ・町内外からの交流人口の増加に繋がる取り組みであり、奈義町の魅力発信や地域経済の活性化に繋がる活用方法
- ・その他先進的な空き家活用法 など

#### ■提案事例

- ・同じ趣味を持つ人が集い活動を行う施設
- ・障がい者や高齢者の生活を支援する施設
- ・地域で子ども達が放課後を安心して過ごすことが出来る施設
- ・農業体験や自然体験を行う拠点施設 など

#### 2.4 応募者

応募者は、下記のいずれかに該当する者としてします。

- ①町内に所在する法人及び団体
- ②町内を活動拠点とする団体

但し、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- ア. 町税等納付すべき税を滞納しているもの
- イ. 暴力団又はその傘下組織にあるもの
- ウ. 政治活動団体、及び、宗教団体

#### 2.6 対象物件

事業で活用する空き家は、下記のすべての要件を満たす物件であることを、応募者自身で確認の上、提案してください。

- ・町内に所在する空き家又は空き物件(店舗、倉庫など)であること
- ・現に人が居住せず、原則として応募時点で使用していない建築物であること
- ・現時点で居住等の活用が不可能な、崩壊寸前の物件でないこと
- ・建築物・土地の所有者が本事業をよく理解し、購入及び改修の同意を得られる物件であること
- ・提案事業採択後すみやかに手続きができる物件であること(土地・建物所有者の名義や相続について問題がないなど)
- ・国または地方公共団体が所有する建築物でないこと

#### 2.5 補助内容

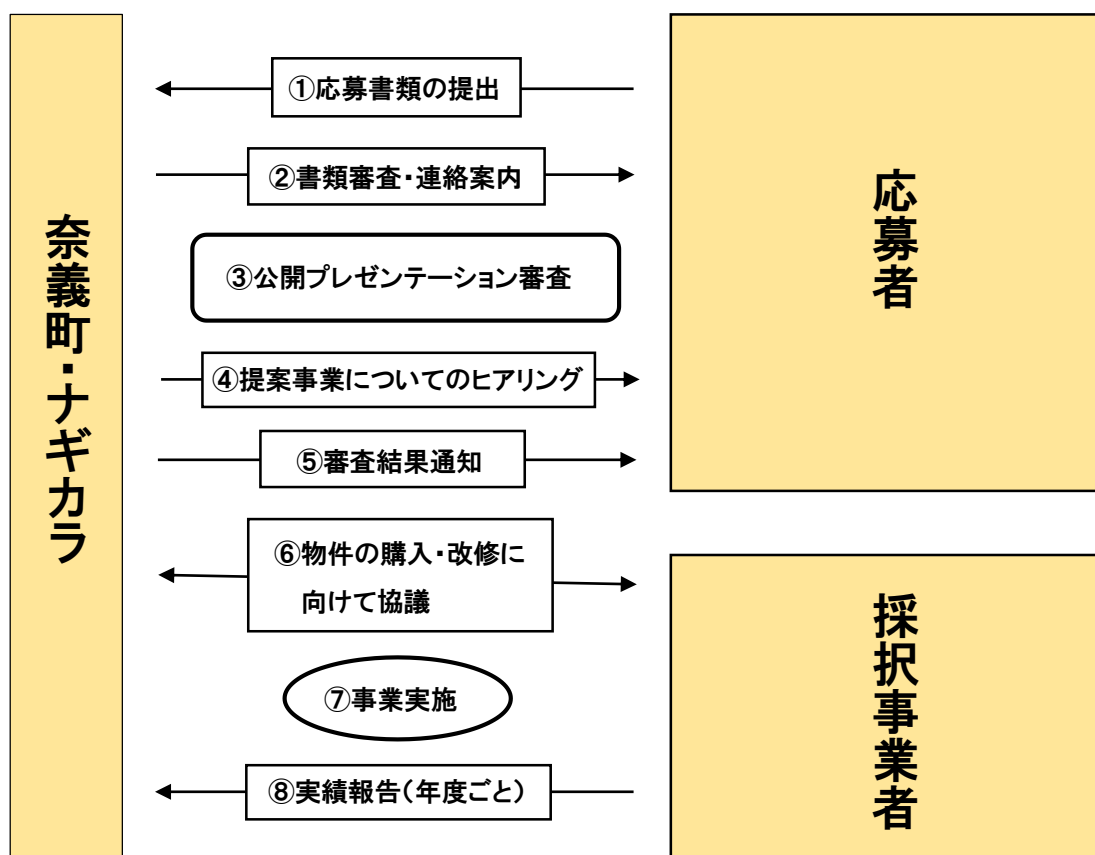
事業提案で活用したいという物件(土地を含む)を町が取得し、提案者と協議・連携しながら、提案内容に沿った形で空き家を改修、備品を購入します。空き家を活用して町を元気にしたいという提案に応えるよう、町とナギカラでサポートします。

(改修、備品購入金額は、原則として合わせて600万円を上限とします。)

#### 2.7 採択予定件数

2件程度

### 3. 事業の基本的な実施体制



### 4. 応募手続き

#### 4.1 応募書類

書類
応募申請書(様式1)
事業計画書(様式 2-1~3) ※事業提案書については参考資料をご覧ください。
空き家所有者の意向確認書(様式 3)
役員名簿
法人・地区・団体の目的や活動内容・実績などがわかる資料

※必要に応じ、資料の追加提出やヒアリングをお願いする場合があります。

#### 4.2 応募書類の提出期限と提出方法

##### (1) 提出期限

平成29年12月1日(金曜日)午後5時必着

## (2) 提出方法

応募書類一式を、奈義町役場まちづくり戦略室まで郵送または持参してください。

奈義町役場まちづくり戦略室(担当:遠山)

〒708-1323 勝田郡奈義町豊沢306-1

受付時間:平日の午前8時30分～午後5時15分(12月1日は午後5時まで)

## (3) 提出部数

応募書類一式(4. 1) 3部(原本1部、写し2部)

### 4. 3 応募書類作成の留意事項

(1) 必要に応じて写真や図表等を活用し、具体的かつ簡潔に記載してください。

(2) 書類はA4版もしくはA3版とします。

## 5. 提案事業の採択方法

### 5. 1 採択までの流れ

応募提案は、書類審査及び応募者による公開プレゼンテーション(※)、ヒアリングを行い、採択基準に基づき評価します。

ただし、応募多数の場合、一次審査として書類審査を行い、公開プレゼンテーションの対象事業を予め選定する場合があります。

※公開プレゼンテーション……一般町民見学の中、審査委員に向けて提案事業の内容を説明すること

### 5. 2 採択基準

以下の視点により総合的に評価の上、採択します。

- ① 奈義町又は地域への貢献度
- ② 事業の実現性
- ③ 継続性・発展性
- ④ 事業の魅力度 など

### 5. 3 採択結果

各自の採否の結果を、応募者に書面で通知します。

また、採択結果を町とナギカラのホームページで公表します。

### 5. 4 審査スケジュール

1. 書類審査期間 平成29年10月16日～12月6日
2. 公開プレゼンテーション 平成29年12月7日(予定)
3. 採択結果通知 平成29年12月中旬

## 6. 提案事業採択後の手続き

採択事業者とは、個別に内容等について協議させていただきます。

## 7. 提案事業採択後の留意点

### 7.1 実績報告

採択事業者には、空き家を活用した事業についての実績報告書(5年間毎年度ごと)を提出していただきます。

### 7.2 普及・啓発、アンケートへの協力

採択事業者には、本事業の成果報告や本町又は関係機関の取材等、普及啓発へのご協力をお願いします。

また、空き家活用に関するアンケート等の調査に協力していただくことがあります。

## 8. 情報の取扱い

普及啓発を目的に、広く本事業の成果について町民や町外に紹介するため、講習会、パンフレット、ホームページ等において、提案内容や報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については原則公開しません。

## 9. その他の留意事項

- (1) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を無効とします。
- (3) 募集要領に示された要件に適合しない場合は無効となります。
- (4) 提出された応募書類は返却しませんので、その旨あらかじめご了承ください。